



平成30年10月16日

神奈川県知事

黒岩祐治 殿

相模医師会連合会会長  
池上晃子

要望書

平成30年10月1日付で公益社団法人川崎市医師会より、「葵会医療ツーリズム病院開設について」の意見書が出されました。神奈川県医師会菊岡会長からも神奈川県知事、川崎市市長、日本医師会会長あてに慎重に対応するよう、強く要望する意見書が出されています。我々、相模医師会連合会も川崎市医師会、神奈川県医師会の対応を断固、支持するものであります。

我々は医療ツーリズムを全面的に否定するものではありません。しかしながら今回の仮称「葵会医療ツーリズム病院」については地域医療構想で病床過剰とされた川崎市南部医療圏に100床の自由診療による医療ツーリズム専門の建設を謳ったものであり、この開設を許可することは厚労省、神奈川県が推し進めてきた地域医療構想を根底から覆しかねないものであります。

本来病床の増床、取り消しについては地域の保健医療福祉推進会議において慎重に検討して決定すべきものであり、この会議での検討を経ずに100床規模の新病院開設が認められるならば地域医療構想に重要な役割を果たしている保健医療福祉推進会議の存在そのものを否定するものであり決して許されることではありません。

この病院は自由診療による専門の病院を謳いながら、将来は保険診療用に転用できる可能性を残しており、そうなった場合地域に混乱を引き起こす可能性が大であります。また現在医療機関が医師・看護師等医療従事者不足にあえぐ中、国民の健康を守るために死守しなければならない保険診療とは何の関係もない自由診療の医療ツーリズム病院が医療従事者を確保するなら、それは保険診療制度の崩壊につながりかねないこととなります。

これらの状況を勘案し相模医師会連合会としても慎重な対応をして頂くよう強く要望いたします。



相模医師会連合会（横浜・川崎を除く地域の医師会長の連合会）

- |                  |       |                 |      |
|------------------|-------|-----------------|------|
| 一般社団法人横須賀市医師会会長  | 遠藤千洋  | 公益社団法人鎌倉市医師会会長  | 井口和幸 |
| 一般社団法人平塚市医師会会長   | 久保田亘  | 一般社団法人小田原医師会会長  | 渡邊清治 |
| 一般社団法人茅ヶ崎医師会会長   | 丸山徳二  | 一般社団法人座間綾瀬医師会会長 | 五十棲優 |
| 公益社団法人藤沢市医師会会長   | 鈴木紳一郎 | 一般社団法人足柄上医師会会長  | 飛弾康則 |
| 一般社団法人秦野伊勢原医師会会長 | 須藤宣弘  | 一般社団法人厚木医師会会長   | 馬嶋順子 |
| 一般社団法人相模原市医師会会長  | 竹村克二  | 公益社団法人大和市医師会会長  | 小林米幸 |
| 一般社団法人三浦市医師会会長   | 飯島康司  | 一般社団法人中郡医師会会長   | 山田眞一 |
| 一般社団法人海老名市医師会会長  | 高橋裕一郎 | 一般社団法人逗葉医師会会長   | 池上晃子 |



30 川医発第 236 号

平成 30 年 10 月 10 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

川崎市医師会

会長 高 橋



葵会医療ツーリズム病院開設について（要望）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の運営につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、葵会から概要を伺い本会で検討した結果、現時点では葵会医療ツーリズム病院の開設には是認できない結論となっております。

その理由としては、「営利を目的としていない」とする考えには強い違和感を覚えます。保険診療は公定価格でしぼられ、そのすべての請求方法等々が療養担当規則で決められております。このように営利性がないことで公共の利益のために消費税の転嫁を認めておりません。しかし自由診療（例えば人間ドックや美容外科等）は営利とみなされ消費税の転嫁が認められております。即ち医療ツーリズムは自由診療であり、営利と考えます。更に川崎市健康福祉局の「医療ツーリズムに対する本市の基本的な考え方」の後段に記載されている、「国策への協力や市域における経済効果への期待」とあるように営利を目的としていることは明らかで、医療法上でも、今回の医療ツーリズム病院の開設は認められないと考えます。また、海外の富裕層への自費医療の提供は市民への恩恵が全くない事業であり、現在の地域医療機能への混乱が危惧され、到底認めるわけにはいきません。

一方現在、国（県、市も）は、人口減少・少子高齢化を考慮して、医療需要を推計し医療法のもとで保健医療計画の策定を進めております。そのために医療者をはじめ多くの者が地域医療構想並びにその調整会議を行い、将来の機能別必要病床数の検討をするなかで、国民が安心して暮らせる環境（地域包括ケアシステム）の構築に一生懸

命になっているところです。この医療ツーリズム病院を認めると、自由診療であっても既存病床にカウントされ、現在進行中の地域医療構想における、将来の基準病床数や必要病床数等に影響を与えかねません。自由診療なら規制が緩く、いくらでも開設できるものとなれば、向後の医療制度に禍根を残すものと考えます。

また、3か月以上在留の外国人に対し国保の加入が認められておりますが、一部が悪用して日本の最高レベルの皆保険制度（高額医療を含む）がむしばまれており問題になっております。一般的に医療ツーリズムでは富裕層の本人のみならず家族やその関係者も含めて大挙入国することが多くみられ、幾多の医療問題が発生することが予想されます。

以上、当会としての総論的・基本的な知見を述べさせていただきましたが、まず葵会が現在行うべきことは、神奈川県から譲渡を受けた七沢リハビリテーション病院の本来的開設の早期実現であり、総理大臣からいただいた特区病床（20床）の完全利用（これをツーリズムに利用したら？）。何よりも重要なのは、現AOI国際病院は川崎社会保険病院からの譲渡条件を遵守し、更には市民のために機能の充実をはかることが先決ではないでしょうか。

貴職におかれましても本要望書を御理解いただき、葵会医療ツーリズム病院開設につきましても、慎重にご対応いただきますよう要望いたします。





30神医第966号  
平成30年10月5日

神奈川県知事  
黒岩祐治 殿

神奈川県医師会  
会長 菊岡 正



地域医療構想の崩壊につながる  
医療法人社団葵会の医療ツーリズムホスピタル(仮称)の開設問題について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、医療法人社団 葵会は、2020年夏の東京オリンピック・パラリンピックまでに、外国人向けの医療ツーリズムに特化した新たな100床の病院(仮称 医療ツーリズムホスピタル)を「自由診療に特化した病床」として開設許可申請の相談が川崎市や神奈川県に対してなされました。本会に対しても9月19日に開催された、神奈川県保健医療計画推進会議において説明がありました。また、川崎市医師会や川崎市病院協会に対しても行政と同法人から開設計画について説明がなされております。

現時点での行政側の解釈は、「市・県の医療審議会の意見を踏まえて、健康保険法上、保険医療機関指定拒否はできるが、医療法上は開設をしないよう勧告するだけであり、営利を目的とする場合を除き、設備構造・人員配置に適合すれば許可を与えなければならない」としております。

外国人専門の自由診療での医療ツーリズムは営利事業であり、葵会の提案は非営利とは言い難く医療法上も開設許可を与えなければならないとの解釈は到底容認できるものではありません。また開設予定地の川崎南部地域は病床過剰地域であること、開設した場合は自由診療の病床であっても既存病床数に加算され地域医療を侵食する懸念があること、医療法上の保健医療計画による病床整備や、地域医療構想との整合性に著しい矛盾が生じることからも地元川崎市医師会や病院協会が反対意見を表明しており、隣接する横浜市医師会を始め県内の郡市医師会からも反対の声が挙がっています。

本会といたしましても自由診療専門の新規医療機関開設に強く反対いたします。

このまま県が開設許可を与えることになった場合には、日本全国で病床過剰地域であろうが、病床不足地域であろうが一切関係なく保険医療機関ではない自由診療専門の病院は開設可能であるという前例を作ってしまうこととなります。外国人対象の医療ツーリズム専門病院に限らず、日本人に対して自由診療でがん免疫療法を行う専門病院の新規開設も可能ということになってしまいます。混合診療の問題だけでなく、皆保険制度の根幹にも影響し、医療の格

療の格差拡大につながりかねない大問題と思われます。現行の医療法上の解釈では開設をせざるを得ないということであれば、まずは開設を許可できないよう医療法の改正が必要と考えられます。

医療ツーリズムについては、2010年6月18日に政府が閣議決定した「新成長戦略」の中で位置づけられて以降、経済産業省が外国人患者の医療渡航促進に向けて積極的な姿勢である一方で、推進にあたっての課題も多く、厚生労働省で十分な議論や制度整備がされているとは言えないまま一部の医療機関で実施されている状況です。

本会としては、医療ツーリズムは市場主義が入った医療産業であり、自由診療(全額自己負担)に特化した、営利を目的とした医療であると解釈しております。先進的に取り組まれた愛知県の提言でも「医療機関の受入余力を活用して医療サービスを提供することが前提であり、地域医療に影響を及ぼさない範囲で実施」としています。地域医療構想との関係性など、県内での十分な現状の把握・議論と、具体的なルール作りのための検討組織の設置を要望します。

なお、同医療法人グループは、近年、県内に積極的に新規開設を進めておりますが、県内医療機関との連携が十分に果たされておらず、当初の条件とは異なる事業展開(旧県立七沢リハビリテーション脳血管医療センターからの譲渡案件)をするなど、県民及び県内医療機関の不信感は強い状態です。また特例的対応を重ねる県行政に対しての不信感も増している状況であることを申し添えます。

つきましては、この自由診療専門の新規医療機関開設に関しましては、今後川崎市や県としても、地域の医療団体の意見に添って、慎重に対応するよう強く要請いたします。

事務担当は、地域医療企画課

電話 045-241-7000

小沢、小林

